

別表（8条関係）

施工基準

1 掘削

項 目	施 工 基 準			
1 採取工法	(1) 採取工法は、通常「階段式工法」「傾斜式工法」又は「平面式工法」で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘察し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ保安距離をとること。 ア 隣接地に、国道、県道、町道等がある場合は、その境界から5m以上 イ 隣接地に、普通河川がある場合は、その境界から5m以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合は、当該建物の軒下から10m以上、かつ敷地境界から5m以上 エ 隣接地に宅地がある場合は、その敷地境界から5m以上 オ その他の場合は、その境界から2m以上			
2 最終法面	(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5m以下で、小段の幅は1m以上とすること。			
3 切土の標準こう配	土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。			
土 質	状 況	高 さ	こ う 配	
硬岩	—	—	垂直1mに対する水平距離が0.3m以上のこう配	
軟岩	—	—	垂直1mに対する水平距離が0.5m以上のこう配	
砂	—	—	垂直1mに対する水平距離が1.5m以上のこう配	
砂質土	締まっているもの	5m以下	垂直1mに対する水平距離が0.8m以上のこう配	
		5mを超え10m以下	垂直1mに対する水平距離が1m以上のこう配	
	緩いもの	5m以下	垂直1mに対する水平距離が1m以上のこう配	
		5mを超え10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.2m以上のこう配	
砂利又は岩塊混じりの砂質土	締まっているもの又は粒度分布の良いもの	10m以下	垂直1mに対する水平距離が0.8m以上のこう配	
		10mを超え15m以下	垂直1mに対する水平距離が1m以上のこう配	
	緩いもの又は粒度分布の悪いもの	10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.0m以上のこう配	
		10mを超え15m以下	垂直1mに対する水平距離が1.2m以上のこう配	
粘性土	—	10m以下	垂直1mに対する水平距離が0.8m以上のこう配	
岩塊又は玉石まじりの粘性土	—	5m以下	垂直1mに対する水平距離が1.0m以上のこう配	
		5mを超え10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.2m以上のこう配	

## 2 災害防止

1 崩壊防止対策	<p>ア 地山の亀裂、陥没等の異常の有無及び含水、ゆう水の状態を絶えず監視すると共に、計画的採取に努めること。</p> <p>イ 1日の作業終了時に、落石、倒木のおそれがあるときは、その日のうちに除去すること。</p> <p>ウ 気象状態に絶えず留意し、気象状態の悪化が予想される場合は、作業の中止、危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずること。</p>
2 土砂流出対策	<p>採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出するおそれがあるときは、土俵積、土盛堤、柵等の仮設工事を行い完了後も土砂流出のおそれがある場合は、よう壁、えん堤その他これに代わり得る施設を築造し、土砂の流出に対処すること。</p>
3 排水施設	<p>(1) 採取中、表水面によって法面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、法肩に接する地山に沿って素掘側溝、U字溝等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流れ込まないように処置すること。また、完了後は法肩線又は階段に集排水施設を設け、縦排水溝、斜排水溝及びその接合点には、集排水柵等も考慮して円滑に排水すること。</p> <p>(2) ゆう水によって法面が洗掘され、又は崩壊するおそれのある場合は、水抜きのための水平孔、暗きょ等を設置してゆう水の排除措置を講ずること。</p> <p>(3) 降雨時による滞水を生じないように、適当な縦横断こう配と仮排水設備を設け、常に良好な排水状態に維持しなければならない。</p>

## 3 保安対策

1 囲い柵	<p>土採取場に、人がみだりに立ち入ることを防止するための堅固な柵を設けること。柵の高さは150センチメートル以上とし、土採取区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>土採取場への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</p>
2 騒音及び振動の防止対策	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
3 粉じん対策	<p>土採取場からの粉じん、運搬路から生じるほこり等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん剤散布等適切な措置をとること。</p>
4 交通対策	<p>(1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、指示に従うこと。</p> <p>(2) 搬出経路が通学路に当たるときは、東郷町教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬出車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 土砂等の搬出に伴う土採取場からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げにならないようにすること。</p> <p>(4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
5 危険防止標示板	<p>土採取場内に立ち入らない旨の看板を設置すること。</p>

#### 4 緑化対策

緑化対策	<p>(1) 樹林のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その部分又は一部分の保存を図ること。</p> <p>(2) 採取跡地の法面については、原則として緑化することとし、周辺の状況、掘削前の状態を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。</p> <p>ア 採取に当たり、山林の一部を伐採し付近の景観を悪化させた場合は、植樹、植草を併用して緑の復元を図るものとする。</p> <p>イ 前記以外の場合は、植草、種子吹付け、種まきを行うものとする。</p>
------	--

#### 5 その他

1 施工期間	着手から2年以内に完了する事業計画となっていること。
2 作業時間	<p>(1) 土採取場事業の作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。</p> <p>(2) 土採取場事業の作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。</p>
3 東郷町土質等規制条例との関係	東郷町土質等規制条例（平成17年東郷町条例第25号）に基づく土の埋立て等を同時に行う場合は、施工基準のうち緑化対策に係る規定うち、採取場跡地の最終処理については適用しない。
4 その他	<p>(1) 土採取場の周辺の地域住民の健康及び財産に係る被害が生じないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 土採取場の周辺の公共物、工作物、樹木に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p> <p>(3) 土採取場の周辺において、地下水を利用している場合は、施工前及び施工後に調査を行い影響がある場合は、必要な措置を講ずること。</p>